



7 南農農政第 3 3 号

平成 2 7 年 1 月 2 0 日

南丹市農業委員会

会 長 野 中 一 二 三 様

南丹市長 佐々木 稔納



南丹市農業施策に関する建議の回答書

1. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農作物被害は、今までシカやサル、イノシシによるところが大きかったが、最近はこれら以外にアナグマ、アライグマやハクビシンなどによる被害も年々増加してきている。また、被害場所も人家周辺部にまで拡大し、人命にも危険が及んでいる状況にある。

国では、農作物被害の深刻化に対応するとともに狩猟者の減少と高齢化などにより鳥獣捕獲の担い手が減少していることや鳥獣の数が著しく増加していることに加えて、その生息地の範囲が拡大していることにより自然生態系への悪影響に対処するため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正がなされたところである。

当市においても鳥獣被害対策実施隊の設置のための条例が制定されるなど数多くの対策は講じられてはいるものの、今もって被害は甚大で、農業者の営農意欲の減退を招いている。

あらゆる手立てを尽くしてもなお終息がみられない被害対策に粘り強く対していくため、捕獲の大幅強化と恒久防護施設の整備や広葉樹の森づくりの推進について積極的な取り組みをされたい。

有害鳥獣被害対策については、直接的な取り組みとして、鳥獣捕獲を京都府による市町村境界を跨いだ広域捕獲の実施並びに、市では市猟友会に捕獲班員を編成していただき、有害鳥獣の捕獲を実施しています。

間接的な取り組みとしては、各集落の要望に基づき防除施設の設置及び資材購入の実施をしているところではありますが、それ以外にも生息地の奥山に野生動物の餌となる広葉樹の植栽等、長期的な視点での環境整備も重要となります。

こういった内容につきましても「南丹地域野生鳥獣被害対策チーム」と連携をとり、引き続き被害対策の取り組みを進めていきたいと思っております。

また、従来よりサルによる農林産物への被害が増加傾向にあるため、国府補助事業の対象とならない防除施設の設置に対しても市独自の支援制度を設けております。

その他、市独自の支援制度として、有害鳥獣捕獲班員の担い手対策のため、新たに狩猟免許を取得した方へ補助金の交付を実施しているところです。

小動物による被害対策については、市猟友会捕獲班員による捕獲を実施しているところですが、より細かな個人被害に対応するため、希望される方に小動物捕獲檻を本庁及び各支所で貸出しており、捕獲ができた場合には、市職員が引き取りしております。

これらの対策を実施することにより、農作物被害を食いとめる努力を京都府及び市猟友会とも連携しながら継続的に実施していきたいと思っております。

2. 農産物の価格下落対策について

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉が大詰めを迎えているにもかかわらず詳細情報も報道されない中、安い農産物が大量に外国から輸入されることが予想され、農産物における重要5品目の聖域化も予断が許せない状況が続いている。また、生産者米価についても米の過剰感から年々低くなる傾向があり農業経営は悪化の一途を辿っている。このような状況から安定した農業所得の確保が必要であるが、国では農業者戸別所得補償制度があるものの米の直接支払交付金や米価変動補填交付金については、工程を明らかにした上で廃止される方向となり、水稻生産農家への大打撃が予想される。

安定的な所得確保ができてこそ農業が産業として成り立つ要素があるため、国や府に対して経営所得安定対策の充実を要望されたい。また市においても所得補償制度の創設を願いたい。

TPPは、太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるよう、参加各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際条約であり、極めて自由化度の高い包括的協定であります。交渉への対応の経過については内閣官房TPP政府対策本部から、随時、報告書や説明会が開催されております。

平成26年12月7日から米ワシントンで開かれていたTPP首席交渉官会合は12日閉幕し、新聞報道では「一定の進展はあったが、並行して行われた日米の農産物をめぐる協議や難航分野の打開には至らなかった。」「交渉は越年するが、各国は年明けに再び首席交渉官会合を開く方向で、調整するとみられる」と報じられています。

本市におきましては、政府のTPP交渉に関する発表を注視しつつ、関税撤廃による農林水産業への打撃により、地域経済や国の食料自給率に大きな影響が働かないよう、農林水産省、京都府と連携を図って参りたいと考えております。また、TPPの影響に関わらず、中山間地域における農業については、国土保全や環境等の多面的機能をより重視し、現状の支援制度を継続していく必要があると考えております。経営所得安定対策の取組や今後の農政にかかわっては、国の新たな制度設計についても注視していきたいと思っております。

また、基幹作物である米の生産数量目標の確実な実施がより重要であると考えております。米価下落の状況においても、米の生産コスト削減を進めるための支援や担い手への農地の集積化等、農業者支援につながるよう国、府に対し要望してまいります。

3. 市民向けの定住促進について

定住化促進については、昨年度策定された「南丹市定住促進アクションプラン」により、さまざまな施策の推進が図られているところではあるが、内容的には市外からの転入者に目が向きすぎ、今住んでいる人が住み続けるた

めの支援策が空洞化している感が否めない。

やはり南丹市の基幹産業は農業である。この農業の活性化なくしては、転出者が増えるばかりである。

市内の大多数は、家族経営農業であるが、この農業形態で収入を確保するためには市独自のブランド農産物を創出し、全国ブランドに育成する必要がある。また農地の利用集積を図り、コスト低減に努めるとともに自ら販売したり加工したりする6次産業化に取り組む必要もある。

このためにも、補助金制度だけでなく、市において研究開発・販売システムの構築など強力な取り組みを行われたい。

さらに、市内の子どもについては、郷土愛を育み食育・食農教育を推進するため農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学校教育事業について更なる積極的な支援を図られたい。

また、若手農業者については、今後の農業の中心的な担い手であるが、若手農業者間の情報交換が十分に行われていない現状があるため、これに対する支援をお願いしたい。

住宅地については、さまざまな土地関連法令による規制や基準により農村部においても宅地化できる区域が決まっているため、農業後継者が市外に転出している現状が多くある。そこで、変更可能な規制については、規制改革を国に要望されたい。

加えて山間部では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、「土砂災害特別警戒区域」に指定され、開発行為や建築物の構造規制といった所有者側の制限がある区域が数多く存在する。

集落存続の観点からも、移転に際しての支援措置はあるものの、さまざまな事由により移転もできない居住者に対する既存建築物の保護に関する支援施策の創設を国・府に要望されたい。

食の安全による地産地消の消費量拡大の取組、農産加工と流通6次産業化の推進、特別栽培米とブランド野菜と合わせた消費拡大、カット野菜やレトルト加工業務用野菜など、地元農産物の付加価値を高める取組みや南丹市のブラン

ド定着に向けた取り組みが、徐々に農業者グループなどで進められております。

本市におきましては、庁内関係部局の横断的な連携を図り、市民と団体、大学等との協働による「医・福・食・農」の推進を図る協議会組織を設立しており、今後、さらに付加価値の高い6次産業化の推進方法等を研究、実践してまいりたいと考えています。

市内の子どもたちの食育に関わっては、地域農業に興味を持ちつつ、食の安全や農業に対する理解を育むため、農業体験学習を積極的に支援したいと思えます。

また、若い担い手農業者の交流や研修の場につきましては、南丹農業改良普及センターでの地域就農のサポート講座など研修機会も設定されており、関係機関と連携し情報交換の機会の提供に努めます。さらに、今後、地域内農業のノウハウを持つ経験ある農家の協力、指導等により農業を守り育て、新規就農者はじめ、次世代に引き継ぐ仕組みづくりについて支援してまいりたいと考えます。

土地関連法規制にかかわっては、優良農地の確保と農業の担い手確保の観点から、土地関係法令について可能な規制改革については、国への要望を行ってまいりたい。また、市街化調整区域においては、農林業を営む住宅建築については可能であるが規制されているのが現状です。この区域における定住促進を進める上において、規制緩和に向け京都府に要望を行っております。

また、「土砂災害特別警戒区域」に指定された区域の居住者に対して、さらに地域において広く周知し、災害に関する情報を早期に的確に市民に発信するなど、災害時の避難体制等について整備を図るとともに、特に危険度が高い区域については、京都府の急傾斜崩壊防止事業の実施について要望したいと考えております。

4. 災害に強い農村づくりについて

災害に強い農村づくりのためには、万全な治山・治水対策の推進は言うまでもないが、もとより老朽化した農業水利施設の長寿命化には、営農する上

で農道・水路等の維持管理が必須になる。しかし、中山間地域等の条件不利地域におけるこれら施設の維持対策について、現在交付金制度があるものの過疎化・高齢化による人員不足で対応できない地域も生まれているので、こうした地域の農業環境の維持を支援する体制を整備されたい。

また、度重なる豪雨による農業基盤への甚大な被害は今なお爪痕が残り、今後の営農活動に多大な影響を与えることとなっている。

高齢化や零細農家が多くを占める本市の農業者にとって、精神的な苦痛に加え、復旧にかかる費用負担が重くのしかかり、物心両面で営農意欲の減退を招いているところである。

農業基盤の復旧が滞ることにより、耕作放棄地の増加につながる恐れが容易に推測される状況を鑑み、局地的な災害についても、きめ細やかな対応ができる支援施策の創設を図られたい。

平成 25 年に発生しました台風 18 号、平成 26 年の 8 月に発生しました台風 11 号及び豪雨災害により、農地・農業用施設、林道施設、有害鳥獣防除施設に甚大な被害が発生しました。

台風 18 号においては、国費補助対象被災箇所が、農地・農業用施設では 54 箇所、林道施設では 34 路線、48 箇所が被災し、復旧が完了した箇所もありますが、他の災害復旧工事関連の影響により今現在も復旧工事中の箇所もある状況です。

台風 18 号発生後、国費補助対象事業にそぐわない被災箇所の復旧について、市独自の支援制度（土地改良施設災害復旧事業補助金、林道及び作業道災害復旧事業補助金、有害鳥獣防除施設災害復旧事業補助金）を甚大な被害が発生したとの見解により創設し、地元が事業主体として実施いただくものに事業費の 9 割を補助金交付する内容であり、平成 25 年度中に、土地改良施設では 245 件、林道施設 55 件、有害鳥獣防除施設 55 件、合わせて 355 件の災害復旧を完了し、平成 26 年度申請では 3 施設合せて 244 件の申請をいただき、129 件（12 月 22 日現在）の復旧を完了いただいております。

また、平成 26 年に発生しました 11 号及び豪雨災害についても、台風 18 号災害に引き続き市独自の支援制度を継続することを決定し、3 施設合せて 110 件の申請をいただいているところです。

この支援制度を活用し地域住民、地元農林家の皆様と連携しながら、これらの被災箇所、特に農地・農業用施設を早期に復旧することにより、耕作放棄地が発生しないよう取組みを進めたいと思います。

